

第6号様式別表1記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、通算法人及び通算法人であった法人（控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象還付対象欠損調整額、控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとするものに限ります。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税における通算承認の有無①」	通算法人にあつては「有（通算法人）」を、その他の法人にあつては「無（通算法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。	
5「通算親法人・子法人の区分②」	通算親法人にあつては「通算親法人」を、通算子法人にあつては「通算子法人」を○印で囲んで表示します。	①の欄において「有（通算法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。
6「法人の区分③」	自らの法人の区分を○印で囲んで表示します。	
7「通算対象欠損金額④」	当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（法第53条第11項に規定する通算対象欠損金額をいいます。）がある場合に、法人税の明細書（別表7の2）の5の欄の金額を記載します。	
8「加算対象通算対象欠損調整額⑤」	④の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第53条第1項に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
9「被配賦欠損金控除額⑥」	当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（法第53条第17項に規定する被配賦欠損金控除額をいいます。）がある場合に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の21の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 法人税の明細書（別表7(2)付表1）の当該事業年度開始の前日10年以内に開始した各事業年度の18の欄の金額から5の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	
10「加算対象被配賦欠損調整額⑦」	⑥の欄に記載した金額に、当該事業年度終了の日（仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第53条第1項に規定する6月経過日の前日）における法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
11「法人税法の規定によって計算した法人税額⑧」	(1) 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。）に該	

	<p>当しない法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(12)付表2）の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）を記載します。</p> <p>(2) 括弧内には税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）（法人税の明細書（別表6(2)付表6）の7の「計」又は法人税の明細書（別表6(9)付表）の32若しくは37の各欄に金額の記載がある場合の当該金額、同法第42条の4第4項に規定する中小企業者等（政令附則第5条の2の3の通算子法人を含みます。）に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(10)付表）の29又は34の各欄に金額の記載がある場合の当該金額及び同法第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等に該当しない法人の法人税の明細書（別表6(12)付表2）の19又は24の各欄に金額の記載がある場合の当該金額を除きます。）、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。</p>	
<p>12「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額⑨」</p>	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の23の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(12)）の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の4第13項（同条第18項において準用する場合を含みます。以下同じです。）（一般試験研究費又は特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の控除）の規定に係る金額（中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の14又は28の各欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(17)）の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(18)）の25の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(19)）の20の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(20)）の18の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の</p>	

	<p>特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21))の30の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(22))の10の欄の金額</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の45の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(11) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和7年旧措置法」といいます。)第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項(情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の41の欄の金額</p> <p>(13) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額</p>	
13「加算対象通算対象欠損調整額及び加算対象被配賦欠損調整額の加算額 ⑤+⑦ ⑩」	⑤及び⑦の各欄の金額の合計額を記載します。	
14「控除対象通算適用前欠損調整額、控除対象合併等前欠損調整額、控除対象通算対象所得調整額、控除対象配賦欠損調整額、控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額 ⑪」	次に掲げる各欄の金額の合計額を記載します。 (1) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (2) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (3) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (4) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (5) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (6) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	
15「控除対象還付法人税額、控除対象還付対象欠損調整額及び控除対象個別帰属還付税額の控除額 ⑫」	第6号様式別表2の5の④の「合計」及び第6号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
16「退職年金等積立金に係る法人税額 ⑬」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	
17「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額 ⑧+⑨+⑩-⑪-⑫+⑬ ⑭」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第6号様式別表1の2記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人が、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1の2。以下「別表1の2」といいます。）の「法人税額計」の欄（6及び26の欄）の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の2の6及び26の欄）の上段に外書として記載された金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	<p>下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。</p> <p>(1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の23の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額</p> <p>(3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額</p> <p>(4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（18））の25の欄の金額</p> <p>(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の20の欄の金額</p> <p>(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の18の欄の金額</p> <p>(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（21））の30の欄の金額</p> <p>(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（22））の10の欄の金額</p> <p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に</p>	

	<p>係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（24））の45の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和7年旧措置法」といいます。）第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（25））の20の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除）又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項（情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（26））の41の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の6第3項及び第6項（産業競争力基盤強化商品生産用施設を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6（27））の34の欄の金額</p>	
6「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	
7「課税標準となる法人税額 ①＋②－③ ④」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	<p>(1) 東京都の特別区にのみ内の事務所又は事業所（下「事務所等」といいます。）を有する法人及び東京都の市町村にのみ国内の事務所等を有する法人は、この欄の金額を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑳又は㉑の欄に記載します。</p> <p>(2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人はこの欄の金額を第10号様式の⑤の欄に記載します。</p>
8「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑤」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉒及び㉓の各欄の金額の合計額を記載してください。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。
9「法人税割額（④又は⑤× $\frac{100}{100}$ ）⑥」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は④の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の㉔と㉕の各欄の金額の合計額を記載してください。	税額の計算を行う場合の率は、各都道府県ごとに定められた税率を用います。
10「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑦」	第7号の3様式の㉖の欄の金額を記載します。	
11「外国の法人税等の額の控除額⑧」	第7号の2様式（その1）の㉗の欄の金額（2以上の道府県に事務所等を有する法人にあっては、㉘の欄の当該道府県分の金額）又は第7号の2様式（その2）の㉙の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、㉚及び㉛の各欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	
12「差引法人税割額 ⑥－⑦－⑧⑨」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第6号様式別表1の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人であった法人（控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除きます。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。	
3 「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	
5 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（9））の23の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（12））の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（17））の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（18））の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（19））の20の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（20））の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6（21））の30の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6（22））の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は第2項（給与等	

	<p>の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の45の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第3項及び第4項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和7年旧措置法」といいます。)第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の20の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除)又は令和7年旧措置法第42条の12の7第4項若しくは第5項(情報技術事業適応設備を取得した場合又は事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(26))の41の欄の金額</p> <p>(12) 租税特別措置法第42条の12の6第3項又は第6項(産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(27))の34の欄の金額</p>	
6「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第6号様式別表2の7の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
7「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第6号様式別表2の5の④の「合計」の欄の金額を記載します。	
8「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書(別表21)の12の欄の金額を記載します。	
9「課税標準となる法人税額 ③ -④-⑤+⑥ ⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

第6号様式別表2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、法第53条第3項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度においては法人税法第57条第6項又は第8項の規定の適用があることを証する書類(最初通算事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書(別表7(1)、(2))の写し等)も併せて添付してください。また、同項に規定する通算承認の効力が生じた日(以下「通算承認の効力が生じた日」といいます。)の属する事業年度終了の日後に同項に規定する新たな事業(以下「新たな事業」といいます。)を開始した場合において同項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額があるときは、新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において同項の規定の適用があることを証する書類(新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度において国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、当該事業年度の直前の事業年度における法人税の明細書(別表7(1)、(2))の写し等)も併せて添付してください。
- (3) 法第53条第5項に規定する被合併法人等の控除未済通算適用前欠損調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算適用前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「通算適用前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第3項の規定による控除は、通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象通算適用前欠損調整額②」	<ol style="list-style-type: none"> (1) ①の欄に記載した金額に、最初通算事業年度の終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 2以上の最初通算事業年度終了の日がある場合 当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日 (ロ) 通算承認の効力が生じた日の属する事業年度終了の日後に新たな事業を開始した場合において法人税法第57条第8項の規定によりないものとされた通算適用前欠損金額がある場合 新たな事業を開始した日以後最初に終了する事業年度終了の日 (ハ) 最初通算事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第3項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ハ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19 	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。	

- | |
|--|
| (1) 次の各欄の金額の合計額 |
| (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 |
| (ロ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 |
| (ハ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 |
| (ニ) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 |
| (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 |
| (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 |
| (2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額 |

第6号様式別表2の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、法第53条第8項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 合併等事業年度においては法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類(当該法人が合併等事業年度に国の税務官署に提出する法人税の明細書(別表7(2))の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書(別表7(1))の写し等)を併せて添付してください。
- (3) 法第53条第7項に規定する被合併法人等の控除未済合併等前欠損金額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)に係る控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、当該控除対象合併等前欠損調整額と同条第8項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象合併等前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「合併等前欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第8項の規定による控除は、合併等事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2「控除対象合併等前欠損調整額②」	①の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日(合併等事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には法第53条第1項に規定する6月経過日の前日)における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額(前期分のこの明細書の「翌期繰越額」)を古い事業年度の分から順次記載します。	
4「当期控除額⑤」	次の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ヘ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額 (2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	

第6号様式別表2の3記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額について、法第53条第13項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第15項に規定する被合併法人等の控除未済通算対象所得調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象通算対象所得調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「通算対象所得金額①」	通算対象所得金額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書(別表7の2)の11の欄の金額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第13項の規定による控除は、通算対象所得金額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第64条の5第3項の規定の適用があることを証する書類(法人税の明細書(別表7の2)の写し等)を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象通算対象所得調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第13項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第53条第15項に規定する被合併法人等の通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該通算対象所得金額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第6号様式別表2の4の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	

(2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
--

第6号様式別表2の4記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額について、法第53条第19項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第21項に規定する被合併法人等の控除未済配賦欠損調整額(当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額)がある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象配賦欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「配賦欠損金控除額①」	配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第64条の7第5項の規定の適用がある場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の22の「計」の欄の金額 (2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該事業年度の法人税の明細書(別表7(2)付表1)の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の5の欄の金額から18の欄の金額を控除した額(当該金額が零を下回る場合には、零)に、20の欄の数値を乗じて得た金額の合計額	法第53条第19項の規定による控除は、配賦欠損金控除額の生じた事業年度において、当該事業年度について法人税法第57条第1項の規定の適用があることを証する書類(法人税の明細書(別表7(2)付表1)の写し等)を添付した第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の確定申告書を提出していることが必要です。
2「控除対象配賦欠損調整額②」	(1) ①の欄に記載した金額に、配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日(次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める日)における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (イ) 配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第19項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日 (ロ) 法第53条第21項に規定する被合併法人等の配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度終了の日 (2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4「当期控除額⑤」	⑤の欄は、次の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 次の各欄の金額の合計額 (イ) この明細書の⑤の「計」の欄の金額 (ロ) 第6号様式別表2の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の2の⑤の「計」の欄の金額 (ニ) 第6号様式別表2の3の⑤の「計」の欄の金額 (ホ) 第6号様式別表2の7の⑤の「計」の欄の金額 (ハ) 第6号様式別表2の8の④の「計」の欄の金額	

(2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額
--

第6号様式別表2の5記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第7項又は第8項に規定する欠損事業年度を除きます。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り、）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第81条の31第5項に規定する中間期間を含みます。以下同じです。）において生じた控除対象個別帰属還付税額について、法第53条第23項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第53条第24項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付法人税額又は控除未済個別帰属還付税額とこれらの規定の適用を受ける法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額とを区分し、それぞれ各事業年度若しくは各中間期間又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度又は中間期間において法人税法第80条又は第144条の13の規定により欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において令和2年旧法人税法第81条の31の規定により連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額のうち当該法人に帰せられる額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	法第53条第23項又は令和2年改正法附則第5条第6項において準用する法第53条第26項の規定による控除は、控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度又は控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において、連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
3「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額（(3)においては、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額）を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）を提出する法人（(2)、(3)又は(4)に掲げる法人を除きます。） (i) この明細書の④の「合計」の欄の金額 (ii) 第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1を提出する法人 (i) この明細書の④の「合計」及び第6号様式別表2の6の⑤の「合計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控	

	除した金額	
	(3) 第6号様式別表1の2を提出する法人	
	(イ) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人	
	(i) この明細書の外国法人の恒久的施設帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額	
	(ii) 第6号様式別表1の2(イ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	
	(ロ) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人	
	(i) この明細書の外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る④の「合計」の欄の金額	
	(ii) 第6号様式別表1の2(ロ)の①及び②の各欄の金額の合計額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	
	(4) 第6号様式別表1の3を提出する法人	
	(イ) この明細書の④の「合計」の欄の金額	
	(ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額及び④の欄の金額の合計額を控除した金額	

第6号様式別表2の6記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度の中間期間（法人税法第80条第5項に規定する中間期間をいいます。以下同じです。）又は当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額について、法第53条第26項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 法第53条第28項に規定する被合併法人等の控除未済還付対象欠損調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象還付対象欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各中間期間ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「還付対象欠損金額①」	還付対象欠損金額の生じた各事業年度又は各中間期間について、当該事業年度又は中間期間の法人税の明細書（別表7(2)）の3の「当期分」の欄の金額及び6の「当期分」の欄の金額の合計額を、古い事業年度の分から順次記載します。	法第53条第26項の規定による控除は、還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象還付対象欠損調整額②」	<p>(1) ①の欄に記載した金額に、還付対象欠損金額の生じた事業年度後又は中間期間後最初に終了する事業年度終了の日（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める日）における(2)に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ(2)に定める率を乗じて得た金額を記載します。</p> <p>(イ) 還付対象欠損金額（中間期間において生じたものを除きます。）の生じた事業年度後最初に終了する事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書の提出義務がある法人が法第53条第26項の規定を適用する場合 同条第1項に規定する6月経過日の前日</p> <p>(ロ) 法第53条第28項に規定する被合併法人等の還付対象欠損金額の生じた事業年度終了の日が同項に規定する適格合併の日の前日又は同項に規定する残余財産確定の日である場合 当該控除対象欠損金額の生じた事業年度終了の日</p> <p>(2) (イ) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (ロ) 一般社団法人等である通算法人 100分の23.2 (ハ) 協同組合等である通算法人 100分の19 (ニ) 公益法人等である通算法人 100分の19 (ホ) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19</p>	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額を古い事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	<p>(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。</p> <p>(1) この明細書の⑤の「合計」及び第6号様式別表2の5の④の「合計」の各欄の金額の合計額</p> <p>(2) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額及び⑩の欄の金額の合計額を控除した金額</p>	

第6号様式別表2の7記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第4項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第5項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属調整額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属調整額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属調整額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額について、古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	令和2年改正法附則第5条第4項において準用する法第53条第3項の規定による控除は、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度において1(1)に掲げる書類を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除対象個別帰属調整額②」	①の欄に記載した金額に、最初連結事業年度（2以上ある場合には、連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度。以下同じです。）の終了の日における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載します。 (1) 普通法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の23.2。ただし、最初連結事業年度が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の25.5。最初連結事業年度が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.9。最初連結事業年度が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始したものである場合には、100分の23.4。 (2) 協同組合等である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20 (3) 租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 100分の20	
3 「控除未済額④」	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度又は連結事業年度の分から順次記載します。	
4 「当期控除額⑤」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(イ)に掲げる金額が(ロ)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 (イ) この明細書の⑤の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 (ロ) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	

- | |
|---|
| (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 |
| (イ) この明細書の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額 |
| (ロ) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額 |

第6号様式別表2の8記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「令和2年改正法」といいます。）附則第5条第5項において準用する法第53条第3項又は令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第53条第9項の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第5項に規定する被合併法人等の控除未済個別帰属税額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済個別帰属税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）がある場合には、当該控除未済個別帰属税額と同項の規定の適用を受ける法人の控除対象個別帰属税額とを区分し、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載します。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「控除対象個別帰属税額①」	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額について、古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	令和2年改正法附則第5条第5項において準用する法第53条第3項の規定による控除は、控除対象個別帰属税額の生じた連結事業年度以後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。
2 「控除未済額③」	①の欄の金額から②の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い連結事業年度又は事業年度の分から順次記載します。	
3 「当期控除額④」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ(i)に掲げる金額が(ii)に掲げる金額を超えない範囲内で記載します。 (1) 第6号様式別表1を提出する法人 (i) この明細書の④の「計」、第6号様式別表2の⑤の「計」、第6号様式別表2の2の⑤の「計」、第6号様式別表2の3の⑤の「計」、第6号様式別表2の4の⑤の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第6号様式別表1の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から③の欄の括弧内の金額を控除した金額 (2) 第6号様式別表1の3を提出する法人 (i) この明細書の④の「計」及び第6号様式別表2の7の⑤の「計」の各欄の金額の合計額 (ii) 第6号様式別表1の3の③の欄の金額から①の欄の括弧内の金額を控除した金額	